

関西小型船安全協会 ヨット・モーターボート保険（水上バイク含む）加入依頼書

<ご加入に際して>

私と被保険者（補償を受けることができる方）全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。

- ①私が契約者である企業または団体の構成員であること
- ②ヨット・モーターボート総合保険パンフレット および 重要事項説明書の内容
- ③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
- ④「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容

送付先 取り扱い代理店 株式会社 ライフライン FAX番号 06-6208-2501 eメール shoankyo@lifeline-is.co.jp

加入申込日	年	月	日
フリガナ			
★加入者名（被保険者名）			（申込印）
（ 自署 ） <small>（個人の場合のみ）</small>			<small>※本欄へのご署名・申込印は「ご加入時の確認事項確認」と兼用させていただきます。</small>
住所 〒 -			
自宅電話番号	-	-	携帯電話番号 - -
自宅FAX番号	-	-	

- 1 保険期間 2024年11月1日午後4時から2025年11月1日午後4時まで
 （中途加入の場合、申込月の翌月1日午後4時から2024年11月1日午後4時まで）

- 2 加入内容 記入必須

船体保険金額	万円	（ 免責金額 10万円 ・ 20万円 ）
<small>※いずれかに○印をお願いいたします。</small>		
搭乗者傷害 1名あたり保険金額	300万円 ・ 500万円	1事故 名 万円
<small>※いずれかに○印をお願いいたします。</small>		<small>※最大とう載人員</small>
賠償責任保険金額	1 億円 （免責金額 1,000円）	捜索救助費用保険金額 100 万円
過去3年間の罹災状況	あり （ 事故 回 ）	なし

※搭乗者傷害保険の1事故あたりの保険金額は定員数によって設定されます。

- 3 加入される船の内容 船検証コピー添付でも可

★船名		★型式	
☆船種	ヨット ・ モーターボート ・ 水上バイク		
☆メーカー		☆船長	(m/フィート)
★船体番号		☆馬力	力
総トン数	<small>※総トン数が20トン以上の営業用以外のモーターボート、水上バイク、その他の船舶（動力機関を有するもの）については、以下すべての要件を満たす場合のみ引受可能です。</small> ①一人で操縦を行う構造のもの ②スポーツまたはレクリエーションの用に供するもの ③長さ24メートル未満のもの		
製造年月	年 月	定員数	人
☆主たる保管場所			
船体価格	千円		

☆用途	営業用 ・ 業務用 ・ その他		
☆リース使用の有無	有 ・ 無		
★他の保険契約	有 ・ 無		
★他の保険契約について (有の場合)	保険会社		保険金額
	保険の対象		種類

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。告知いただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>) をご参照ください。